

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月29日

都道府県知事

鈴木康友 殿

提出者 株式会社 E・プラント

住所 静岡県焼津市柳新屋126番地の1

氏名 代表取締役 稲垣 裕

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

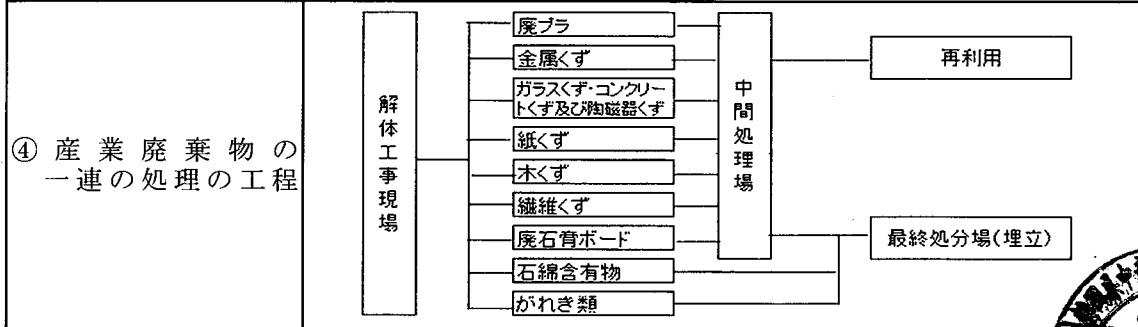
電話番号 054-639-6888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社E・プラント
事業場の所在地	静岡県焼津市柳新屋126番地の1
計画期間	令和6年4月～令和7年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	解体工事業
② 事業の規模	完成工事高 72,728,294
③ 従業員数	4名

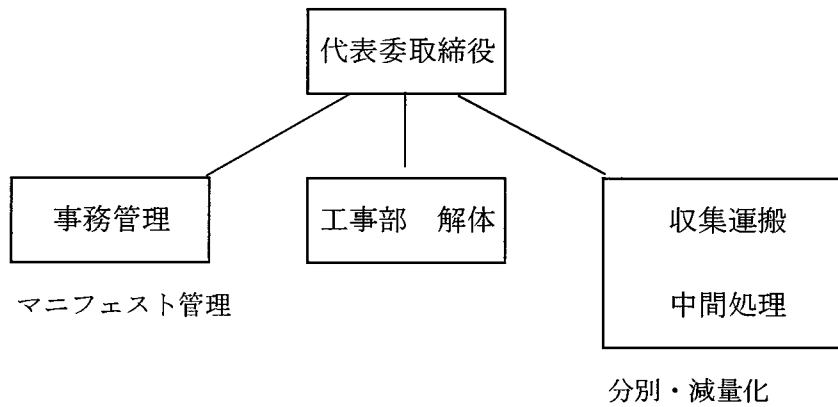


（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【(令和5年度)実績】 t						
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物
	排出量	1,112	89	49	276	23	56
	(これまでに実施した取組) 解体工事現場からの廃棄物を、中間処理場での分別解体を徹底する。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物
	排出量	1,100	80	40	250	20	50
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを再徹底する。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別解体を徹底して、再資源化に取り組む。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別解体を徹底して、再資源化に取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【(令和5年度)実績】 t						
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組) 該当なし						
②計画	【目標】 t						
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組) 該当なし						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【(令和5年度)実績】 t						
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
(これまでに実施した取組) 該当なし							
②計画	【目標】 t						
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
(今後実施する予定の取組) 該当なし							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【(令和5年度)実績】		t
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	
②計画	【目標】		t
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【(令和5年度)実績】							t
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物	
	全処理委託量	1,112	89	49	276	23	56	
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	44	0	0	0	
	再生利用業者への処理委託量	0	0	0	276	0	0	
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	
	(これまでに実施した取組) 石綿含有廃棄物は、最終処分場に全処理委託している。 木くずは、基本的にチップ処理業者に処理依頼する。							

(第5面)

	【目標】 七						
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・繊維くず	廃プラ	木・繊維くず	石膏ボード	石綿含有廃棄物
②計画	全処理委託量	1,100	80	40	250	20	50
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	40	0	0	0
	再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0	0	50
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組) マニフェスト伝票の徹底管理。各現場での可能な限り分別収集を図り、リサイクル品目を増やすと共に、混合廃棄物の排出量を減らす努力をする。						
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。